

# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

No.40

2000. 5. 25

〔事務局〕

〒101-0064

東京都千代田区

猿樂町1-4-8

松村ビル401

☎03-3291-8066

Fax 03-3291-8066

とはこの二つの「鑑定書」によって  
明瞭に論証されています。

▼新見解は、次ページ以下の最高裁  
への「特別抗告申立補充書・三」に  
詳細に述べられています。新たに日  
弁連人権委の四人の弁護士さんに加  
わってもらった弁護団の労作です。

ぜひご一読をおすすめします。多少  
難解ですが、ていねいに読んでいけ  
ば、その明快な論理展開に爽快感を  
味わっていただけるはずですよ。

とくに結びの部分、このところ続  
発している警察不祥事の口火を切っ  
た神奈川県警（その特高課が横浜事  
件をでっちあげた！）にふれ、裁判  
所の社会的責任が熱っぽく説かれて  
いるのを読むと、この再審裁判に課  
されているアクチュアルな意味を確  
認させられます。

▼第二次再審は、今回の新たな展開  
によって、アジア太平洋戦争をどう  
見るか、という歴史認識にかかわる  
ものとなっていきます。ぜひ多くの  
方のご協力を期待します。

なお、今井、荒井先生の「鑑定書」  
を掲載した会報は、まだ残部があり  
ます。ご希望の方は、実費（送料込  
み）として二〇〇円切手を同封の上  
事務局までお申し込みください。

（支援する会事務局・梅田）

## 最高裁へ申立補充書を提出

▼前号の会報（39号）で、日弁連・  
人権委員会に横浜事件委員会が設け  
られたことお知らせしましたが、  
そのメンバーの四人の弁護士さんが  
新たに第二次再審弁護団に加わって  
くださいました。佐藤博史（東京）、  
笹森学（北海道）、笹隈みさ子（横浜）、  
横山裕之（横浜）の四人の弁護士さ  
んたちです。

このみなさんに日下部長作弁護士  
長、大川隆司事務局長、山本一郎、  
山本祐子、小沢弘子弁護士が加わっ  
て、改めて検討した結果、今回の第  
二次再審のために作成された、細川  
論文についての今井清一・横浜市大  
名誉教授の鑑定書（会報30号に掲載）  
と荒井信一・駿河台大学教授の鑑定  
書（会報31号に掲載）を新たに「新証  
拠」として提起することになりました。

▼経過を振り返りますと、第二次再

審請求で「新証拠」として提起した  
のは「細川論文」でした。理由は、  
故小野康人さんに対する原判決では  
その「犯罪事実」が「細川論文」の  
雑誌『改造』への掲載協力だとある  
のに、「証拠」の欄にはかんじんの「細  
川論文」が挙げられていなかったか  
らです。つまり、「細川論文」を調べ  
もせず有罪判決を下したのではない  
か、と即決裁判の手抜きを突いたの  
でした。

これに対し、今回の新見解は、そ  
れよりさらに手前、つまり「細川論  
文」が「共産主義的啓蒙論文」では  
ない（したがって治安維持法にもふ  
れない）としたら、そもそも「犯罪」  
そのものが成立しないではないか、  
という点を突いたものです。そして  
その「証拠」が、今井、荒井両専門  
研究者の「鑑定書」にほかならない  
というのです。そして事実、そのこ

## 特別抗告申立補充書(三)

細川論文が「共産主義的啓蒙論文」ではないことを論証した今井・荒井鑑定書は新証拠。最高裁は、事実と正義にもとづく判断を!

### 第一・二審が見過ごしたもの

一 本再審請求は、再審請求書(平成六年七月二七日付)一四頁にも明らかなように、

① 確定判決(一九四五年九月二五日)は、細川論文を、その証拠に採用していない、

② 従って、確定判決裁判所は、細川論文を取り調べないまま、これを「共産主義的啓蒙論文」と認定して、小野康人に対し有罪判決を下したものである、

③ しかし、細川論文を一読すれば、それが共産主義的啓蒙論文でないことは明らかである、④ 従って、細川論文は、再審開始事由としての新証拠に当たる、

として、申し立てられたものである。  
\*本件再審請求では、小野康人の「細川の家族に対する救援金の拠出行為」も問題になっているが、本補充書では、それ自体としては、問題にしない。

二 これに対する検察官の主張は、右①の点は認めながら、右②の点を否定し、確定判決裁判所が

押収した細川論文を証拠として取り調べ、これを事実認定の用に供していることは明らかであるから、(右③)の点はともかくとして、(その意味は後述する)結局、右④の点が否定され、右細川論文が新証拠に該当することは無い、というものであった。

三 そこで、右②の点、すなわち「確定判決裁判所が細川論文を取り調べたのか否か」が、本件における争点となり、

① 第一審の横浜地方裁判所(中西武夫、曳野久男、白川純子)は、その平成八年七月三〇日付決定で、「原確定審は、右論文(の掲載された「改造」誌の該当号)を証拠として調べたことが推認できる。したがって、細川論文及びその内容に関する鑑定書等は旧刑法四八五号六号にいう新たな証拠とは認められない(傍点引用者)と判示して、

本件再審請求を棄却し、さらに、  
② 第二審の東京高等裁判所(秋山規雄、下山保男、

福崎伸一郎)は、その平成一〇年八月三十一日付決定で、右第一審決定をそのまま是認したものでないが、「仮に細川論文自体が証拠として取り調べられていなくても、その要旨は原確定判決が掲げる証拠中に十分あらわれており、それに加えるかたちで同論文の意味・評価についての尋問内容が記載されていたと推認されるのであるから、細川論文の内容はすでに原確定審での証拠調べの対象とされていたということができ、そうすると同論文やその鑑定書等を旧刑法四八五号六号にいう新たな証拠と認めることはできないことになる。原決定のその旨の判断は、右の意味では結論において正当と考えられるので、この点に関する論旨は理由がない」(傍点引用者)と判示して、

右第一審決定を、結論的に、是認した。

四 しかしながら、亡小野康人に対する確定判決(八並達雄、若尾元、影山勇)は、敗戦から一ヶ月を経過した一九四五(昭和二〇)年九月一五日に第一回公判が開かれ、その日のうちに宣告されたものであるところ、当時の世相を振り返ると、ポツダム宣言の受諾によって軍国主義的思想が否定されることは分かっていたものの、法秩序が未だ整わず混乱を極めていた頃であって、これまでも縷々主張してきたように、確定判決は、「裁判」と呼ぶにはあまりにも拙速かつ杜撰な審理によって下されたものと言うほかはなく、このことを看過することは絶対に許されない。

これをあたかも平常時における裁判と同視して立論する、検察官の前記意見あるいは第一、二審の裁判所の前記判断は、根本的に誤っている。

すなわち、請求人らは、「確定判決裁判所は細川論文を取り調べていない」という従前の主張を維持するが、しかし、仮にそうでないとしても、右第一審決定及び第二審決定には重大な判断の遺脱がある、と本補充書によって主張する。

## 法の正義に反する「形式論理」

五 すなわち、先に引用した第一審決定及び第二審決定の判示にも明らかのように、両決定は、確定判決裁判所は細川論文（あるいはその内容）を証拠調べの対象にしているから、細川論文だけでなく、その内容に関する鑑定書も新証拠と認めることはできない、と判断しているが、そこにいう鑑定書とは、①今井清一教授の平成七年一〇月六日付鑑定書「細川嘉六『世界史の動向と日本』について」（以下「今井鑑定書」という）及び②荒井信一教授の一九九六年三月一三日付鑑定書「細川嘉六『世界史の動向と日本』について」（以下「荒井鑑定書」という）であり、右両鑑定書（以下、単に「本件鑑定書」という）は、それ自体に明らかなく、細川論文の意義を明らかにしたものであるから、確定判決裁判所が細川論文を証拠調べしていない場合だけでなく、仮に、確定判決裁判所が細川論文を証拠調べしていたとしても、細川論文は「共産主義的啓蒙論文」ではない、という意味を有するものであることは言うまでもない。

すなわち、本件鑑定書は、細川論文が確定判決裁判所において証拠調べされたのか否かとは無関係に、独立して新証拠としての意義を持つ、のである。

要するに、本再審請求は、確定判決裁判所が細川論文を証拠調べしたうえで確定判決を下したのか否かといういわば形式的な点だけでなく、細川論文は「共産主義的啓蒙論文」であるのかという実質的な点を問題にしたものであるのに、第一審決定及び第二審決定は、このことを完全に看過し、形式的な点についてのみ判断を下して、本件再審請求を棄却したのである。

本再審請求は、小野康人にとつての第二次の再審請求であったが、検察官の意見も、裁判所の判断も、細川論文の意義に関する実質的な論議を完全に回避し、その形式的な面だけに着目して、本件再審請求には理由がない、としている点で、まさに姑息な、そして、法の根底にある正義の觀念に反する許されざるものである、と言わなくてはならない。

\*前記の叙述で、検察官の意見を「右③の点（すなわち、細川論文が共産主義的啓蒙論文であるのか否かの点）は、ともかくとして」と紹介したのも、そのような意味においてである。

注目すべきは、検察官が、細川論文が共産主義的啓蒙論文なのかという実質的な点についての反論を徹底して回避している、ということであるが、仮にこのことを正面から論ずることになれば、検察官は、おそらくは、請求人らの主張を認めざるを得ないことになる

であろう。

しかしながら、そもそも検察官は、公益の代表者として、裁判に誤りがあることを発見した場合、自ら再審を請求すべき立場にある（旧刑法四九二条一項一号。なお、現行刑法四三九条一項一号、検察庁法五条参照）。従って、検察官は、本再審請求に実質的に理由があるのか否かについて、正々堂々、正面から論ずべきである。実際、これまでの再審請求においては、検察官は常に、確定判決が実質的にも正当であることを主張してきた（あるいは検察官の目にも確定判決の事実認定の誤りが明らかである場合には、検察官は率直にそれを認めてきた）。それが再審請求における検察官のあるべき姿なのである。

いずれにしても、本再審請求における検察官の態度は、まことに特異なものである。

## 「鑑定書」を「新証拠」とする理由

六 そこで、確定判決を改めて読むと、確定判決は、①細川論文を「唯物史観ノ立場ヨリ社会ノ発展ヲ説キ社会主義ノ実現力現在社会制度ノ諸矛盾ヲ解決シ得ル唯一ノ道ニシテ我国策モ亦唯物史観ノ示ス世界史ノ動向ヲ把握シテソノ方向ニ向ツテ樹立遂行セラルヘキコト等ヲ暗示シタル共産主義的啓蒙論文」と認定したうえで、②小野康人は、「該論文（引用者注：細川論文）カ共産主義的啓蒙論文ナルコトヲ知悉シナカラ之ヲ支持シ：該論文ヲ」（引用者注：雑誌「改造」二）掲載発表シテ一般大

衆ノ閱讀ニ供シテ共產主義ノ啓蒙ニ努メ」たものと認定して、(また、③小野康人の「細川の家族に対する救援金の拠出行為」を認定して、)これらの行為が「コミンテルン」及日本共産党ノ目的遂行ノ為ニスル行為」に該当し、治安維持法一条後段、一〇条等に違反するとして、小野康人に対する有罪判決を下していることが分かる。(以下、便宜上、確定判決のカタカナ部分はひらがなで引用する。)

すなわち、本件では、①細川論文が「共產主義的啓蒙論文」であるのか否かという点だけでなく、②小野康人の細川論文に対する認識がどのようなものであったのかという点も、事実認定上の重要な争点だった、と言わなくてはならない。

そして、本件鑑定書は、直接的には、右①の点を論じたものであるが、間接的には、右②の点にも関連するものであり、いずれにしても、細川論文それ自体とは別に、新証拠としての固有の意義を有するものである。

言うまでもなく、細川論文が「共產主義的啓蒙論文」ではないとすれば、小野康人がこれを雑誌『改造』に掲載した行為が「共產主義の啓蒙に努めたこと」になるはずもないから(さらにまた、「細川の家族に対する救援金の拠出行為」が「コミンテルンや日本共産党の目的遂行の為にする行為」に該当することもないから)、小野康人が治安維持法違反の罪に問われた根拠は雲散霧消し、小野康人に対しては無罪判決が下されなければならなかった、ということになる。

つまり、本件鑑定書は、それ自体で、小野康人に対し無罪を言い渡すことが明らかな証拠となり

得る実質を持つ新証拠なのであって、裁判所が、本件再審請求に理由がないとするためには、単に、細川論文が確定判決裁判所で取り調べられたか否かという形式的な面だけでなく、本件鑑定書をも参照しながら、細川論文が共產主義的啓蒙論文であるのか否かという実質的な面についても、判断を下さなくてはならなかったのである。

そこで、本件鑑定書がどのような意義を有するのか、すなわち、本件鑑定書の「明確性」(田刑訴法四八五条六号)について、以下、論ずることにする(なお、本件鑑定書の「新規性」は明らかである、改めて論ずる必要はない)。

### 細川論文は「唯物史観」だったのか

七 さて、確定判決は、先にみたように、細川論文を「唯物史観の立場より社会の発展を説き社会主義の実現が現在社会制度の諸矛盾を解決し得る唯一の道にして我国策も亦唯物史観の示す世界史の動向を把握してその方向に向かって樹立遂行せらるべきこと等を暗示したる共產主義的啓蒙論文」と認定しているが、(ここでは右判示を二つに分け、前段の、①細川論文が「唯物史観の立場より社会の発展を説(いた)」ものであるのか否か、と、後段の、②細川論文が「社会主義の実現が現在社会制度の諸矛盾を解決し得る唯一の道」であることを説いたものであるのか否か、に分けて考察することにしよう。

八 まず、細川論文が「唯物史観の立場より社会

の発展を説(いた)」ものであるのか否か、である。

この点について確定判決には、細川論文が「唯物史観の立場」に立って「社会の発展」を説いたものであることの具体的な根拠は何ら判示されていない。しかし、(確定判決が援用する相川博の予審調査と実質的に同旨と考えられる)相川博の手記で、「(細川論文は)ルソー、ベンサムによって社会構成の原則として主張された自由平等の原則はマルクス等の唯物史観によって科学的に論証され学的に肯定された」というように、唯物論思想的正当性を論述している(印刷版「手記」七〇六頁)と述べられていることを鵜呑みにして、かかる認定を行ったのではないかと思われる。

しかしながら、細川論文が「唯物史観の立場」に立って「社会の発展」を説いたものであると認定すること自体誤りである、と言わなくてはならない。

このことは、細川論文自体に明らかであると弁護人らは考えるが、この点について、本件鑑定書には、つぎのような指摘がある。

①「細川嘉六はたしかにマルクス主義の研究者ではあるが、いわゆる大正デモクラシー期に育った民主主義者であり、ヒューマニストで、武士の風格を身につけてもいた。東京帝大法科大学政治学科を大正六(一九一七)年に卒業、矢内原忠雄と同期である。住友総本社に入社し、間もなく読売新聞記者に転じ、大正九年に大原社会問題研究所に入り、そこで長く国際問題などを中心に研究調査にあたった。こうした経歴

にもよるのであろうが、戦前のマルクス主義者にはあまり見られない第一次大戦後の国際平和機構に対する高い評価など、独特の広い見方ももっていた。

この論文の骨格を形作っている文明と文化との調整問題は、二と三でも論じられているように（引用者注・今井鑑定書の二、三のこと）、唯物史観という生産力と生産関係との矛盾という概念よりはもっと広いテーマである。それは、今日の環境問題などの課題とも関係することからも分かるように、射程距離の極めて長い問題である。（今井鑑定書七頁〜八頁）

②「（細川論文の）二章、三章の世界史論を通読して感じるのには、それが一種の生産力史観に基づいて展開されていることである。近代以降においては生産力の発展はとくに工業において顕著であるから、それはまた工業中心史観でもある。論文の至る所で工業化を指標として生産力の発展、停滞、後退が示されている。そのこと自体を問題にするわけではないが、たとえば、一九二九年の世界恐慌の日本にたいする『打撃』について『日本においては近隣に後進地域たる植民地半植民地を有することによって打撃は軽微であった』と述べているのを見ると、其の感を深めざるをえない。（荒井鑑定書三頁第三段落）

③世界恐慌の日本への波及について、「一九三二年のコミンテルンの『日本の情勢と日本共産党の任務』（三二テーゼ）も、日本では社会的諸条件

が『工業恐慌と農業危機との結合を導き、都市および農村において経済恐慌を未曾有に先鋭なものとしている』という認識を示している。細川の認識がこのコミンテルンの認識とまったく違うことはいうまでもないが、このような違いが生じるのは細川の史観が彼独自の工業中心史観であるからである。（荒井鑑定書四頁第一段落）

④「イギリスの産業革命に先導された近代工業の発達はヨーロッパを中心に行われるのであるから、工業中心史観はまた近代ヨーロッパ中心史観にならざるをえない。…総じて細川の世界史観はこれまで考察したように生産力史観（工業中心史観）、ヨーロッパ中心史観を特徴とするものであって、史学史的には自由主義的歴史観として分類できる性質のものであり、政治思想的には近代主義的リベラル左派の考え方にちかひ。」（荒井鑑定書四頁第二、三段落）

⑤「それにもかかわらず前記判決（引用者注・確定判決）は細川論文について二か所で『唯物史観』という言葉を使っている。唯物史観は、人間の意志から独立した生産力と生産関係との照応・矛盾を中心として社会発展の歴史を法的にとらえていく考え方である。細川の生産力史観がこのマルクス主義の考え方から強く影響されたであろうことは推察できる：（中略）…。確かにその影響は重要ではあるが、本論文に関する限り自由主義的歴史観に史的唯物論を加味して修正したという性格のものであって、さきさきに指

摘したようなその本質には変わりはない。それは彼の生産力史観が工業史観に偏して交通を除けば農業のような他の産業部門の分析を欠いているなど、生産力を構造的に捉えていないこと、またとくにいわゆる独占資本段階に不可欠な金融資本についての分析がほとんど無く、そのために『世界経済組織化』の把握が平面的であるなど、生産関係の分析が一般論以外にはほとんど捨象されている印象を与えていることなどによく現れている。生産力と生産関係の矛盾は、生産と消費の矛盾に単純化されている観がある。生産と消費の矛盾に過剰生産恐慌の原因を求めた考え方は自由主義的経済学説にもあり、史的唯物論に固有のものではない。（荒井鑑定書四頁第三段落）

⑥「むしろ細川の生産力史観が戦時中の言論界で流行した生産力（抗戦力）論の枠組みで展開されていることが重要であろう。（荒井鑑定書四頁第四段落）

以上によれば、細川論文が「唯物史観の立場より社会の発展を説いた」ものであるとの確定判決の事実認定そのものが誤りなのであり、換言すれば、本件鑑定書は、そのことを明らかにする新証拠なのである。

### 細川論文は社会主義革命を説いたのか

九 つぎに、細川論文が「社会主義の実現が現在社会制度の諸矛盾を解決し得る唯一の道」である

ことを説いたものであるのか否か、である。

この点についても、確定判決は、認定の根拠を明示していない。しかし、これについても、相川博の前記手記につきのように述べられているところに依ったものであろう。

「細川は唯物史観の立場に立って、ソ連邦に於て実現され、又第二次大戦後は支那インド等のアジア後進諸民族の独立運動の指導精神となるものは社会主義理念に基づいた世界観でなければならぬことを論断主張し、日本も亦この世界的発展の大勢に遅れることなく速やかに国内社会主義革命を断行すべきことを強調し、全国同志の決起激励に努めているのであります。」(印刷版「手記」七一―七二頁)

しかし、確定判決にかかるこの認定もまた全くの誤りである。

弁護人らは、この点も、細川論文それ自体を虚心に読めば明らかであると考えるが、本件鑑定書には、つぎのような指摘がある。

①「細川は、こう論じて『現代世界の歴史的根本問題たる文明と文化との調整問題を大日本的に大胆不敵に解決する国民的意力』を、日本国民はいかなる苦難を嘗めても獲得しなければならぬと結んでいる。日本のアジア諸民族に対する民族政策の変革の必要を世界史の動向と結びつけて切論したのである。」(今井鑑定書七頁第三段落)

②「(確定)判決は、この論文が『社会主義社会

の実現が現存社会制度の諸矛盾を解決し得る唯一の道』だとしていると主張するが、この論文の結論はそれとは異なっている。たしかにソ連について文明と文化の矛盾の例外であるとか、その工業建設の成果を高く評価してはいるが、同時にそれが『血の粛清』などの犠牲を払っての所産であることにも目を閉ざしてはいない。中国についても農民、勤労者、都市小市民の民主主義的要求があまりにも強烈だったために資本家・地主が脅えて国共分裂を引き起こしたことを批判的に書いており、これらの層と資本家、地主との共存をめざす新民主主義の道を評価している。」(今井鑑定書八頁第三段落)

③「この論文の主題は世界史の動向をにらんだ対外政策の問題であるが、そこではまず国際連盟の創設当初から民族自決の理念が不徹底で、植民地の独立にまで及んでいなかったことが問題とされる。そしてそれがより徹底的に進められた事例として、ソ連とその構成員である周辺諸共和国の経済発展があげられ、さらにその影響をうけたアジア諸国家諸民族の民主主義的革新が高く評価されている。民族自決政策が不徹底であったことは確かに当時の資本主義の問題ではあるが、社会主義とならなくては解決ができない問題だとは論じてはいない。この当時は敵国だったアメリカでも取り上げようとしていた問題であり、他の諸国でも理想としてはめざすことのできる方向である。」(今井鑑定書八頁第四段落)

④「論文の七では、『ソ連、トルコ、イラン、インド、支那等における挙国的な反帝国主義―新民主主義運動の発展沈静更に大発展』は、文明と文化との調整問題解決の一つの方向として注目すべきで、これらに対する冷静な考察の上に日本のアジア政策が立てられなければならないという結論が出されている。これは細川自身が世界史の動向を見定めた上での見解であって、『共産主義的啓蒙論文』の域をはるかに超えたものだと言つてよいであらう。」(今井鑑定書八頁第四段落)

⑤「細川は資本主義的世界秩序が生産力の発展にたいして桎梏と化し、世界市場の獲得をめぐる列強間の闘争を激化させ、結局その矛盾の解決が戦争に求められたり、恐慌を必然化させたりしていることを強く批判し、そこに現代文明の危機を見ている。そしてこの危機を解決するために『現代文明に相応すべき文化体系』の成長が急務であるとしたことはさきに述べた通りである。彼のいう『文化』とは、生活者が働きたいと未来への希望をもって生活できるような価値体系のことであり、かれがソ連においてそれが実現しつつあると考えたことも事実であるが、それをもって細川がこの論文で社会主義社会の実現を説いたものと即断することはできない。それは二つの面からいえるように思う。」(荒井鑑定書五頁第三段落)



⑥ 「一つはソ連論の大半がその民族政策に当てられていることである。そしてその『成功』が『文字を知らざる諸民族に文字を教え近代文明と文化とを教え来ったこと』すなわち近代化の成功に求められていることである。ソ連の国内建設が主として『後進地域』の諸民族の近代化について論じられ、しかもそれが抗戦力論の枠組みのなかで論じられていることは細川の真意が、日本の『大東亜共栄圏』政策の批判にあったことを示している。細川は日本がアジア諸民族を組織化しその力を抗戦力として役立てるためには、日本の対アジア民族政策が合理的なものであり、その近代的な改革と自立を促進するような性格のものであるべきことを示唆したにすぎない。」(荒井鑑定書五頁第四段落)

⑦ 「おなじことは第六章でトルコ、中国、とくに新疆省、インドなどの近代化や民族問題について論じた部分についても指摘できる。これらの地域における民族運動の発展は第一次世界大戦の結果とソ連の反帝国主義外交の影響を受けておこなわれたが、議論の中心は『国内革新』の問題におかれている。」(荒井鑑定書五頁第五段落)

⑧ 「このように見てみると、細川論文は抗戦力の観点から日本の『大東亜共栄圏』における民族政策について政策提言をおこなった論文と規定することができよう。そして日本が東亜諸民族の力量を抗戦力として結集し、諸民族の融和

と世論の支持を得て指導性を発揮するためには大胆な『革新』が必要であることを説いたものである。この場合の『革新』が日本の国内革新(例えば社会主義革命)ではなく、むしろ未解放諸民族の民族自決と近代的進歩の促進など、植民地主義と植民地支配の『革新』をさすことは論文全体の議論の進め方から明らかである。そして基本的には抗戦力論の枠組みを真摯に維持したことによって総力戦の遂行を至上命令とする内閣情報局の検閲をパスすることができたと思われる。本論文を社会主義社会の実現による矛盾の止揚を説いた『共產主義的啓蒙論文』とするのは、陸軍の予断に基づいた全くの曲解というよりほかはない。」(荒井鑑定書六頁第二段落)

⑨ 「細川論文の主題とされた民族政策についていえば、連合国の公表した戦争目的である大西洋憲章(一九四〇年八月)も民族自決権として、すべての民族の政体選択の自由、『関係国民の自由に表示する希望と一致しない領土の変更』を望まないこと、『主権及び自治を強奪された者』へのその返還をかけた、また社会的経済的要求として『改善された労働条件、経済的進歩及び社会保障をすべての者に確保するための』協力と『恐怖及び欠乏』からの解放をうたっている。識字運動のような文化的の問題を除けばこのような民族自決や経済的社会的進歩の諸原則は、内容的には細川の主張した『革新』の内容とちがいない。その意味で細川の民族政策に関する政策提言は総力戦段階における普遍的な問題にきわめ

て近接しえたものとして積極的に評価することができよう。」(荒井鑑定書六頁第三段落)

以上によれば、細川論文が「社会主義の実現が現在社会制度の諸矛盾を解決し得る唯一の道」であると論じたものでないことは明白である。

### 「共產主義的啓蒙論文」にあらず

一〇 以上、要するに、本件鑑定書は、細川論文が「共產主義的啓蒙論文」ではないことを明らかにしたものであって、細川論文とは別に、それ自体として、小野康人に対し無罪を言い渡すべき明確な証拠に該当するのである。

しかるに、第一審決定も、第二審決定も、本件鑑定書が有するかかる意義を完全に看過して、その結論を下したものであって、破棄を免れない。

一一 ところで、従来、請求人らは、本件鑑定書の意義について、必ずしも明瞭には主張してこなかった。

しかし、本件再審請求が、細川論文は「共產主義的啓蒙論文」ではないということとその中核に据えたものだったことに照らすと、本件鑑定書が、細川論文とは別に、新証拠として固有の意義を有するものだったことは、裁判所にも容易に理解できる事柄だったと言わなくてはならない。

換言すると、本件再審請求の最大の争点とは、細川論文が「共產主義的啓蒙論文」であるか否か、あるいは、小野康人はこれを知悉しながら『改造』

に掲載したのか否か、であって、(形式的な争点としての)細川論文が確定審で証拠として調べられたのか否か、ではない。

貴最高裁判所は、財田川決定(最一小決昭和五一・一〇・一二刑集三〇・九・一六七三)において、原審が、当該請求人の主張の意味を釈明することもなく、刑訴法四三五条六号の主張がなされていることを看過した点で、「審理不尽の違法がある」と判断して、原決定及び原原決定を取り消されたことがある。

本件における第一審決定及び第二審決定は、細川論文が「共産主義的啓蒙論文」であるか否か、あるいは、小野康人はこれを知悉しながら「改造」に掲載したのか否か、という、本件再審の核心についての判断を完全に回避していることから、右の最高裁財田川決定の法理は、本件にもそのまま当てはまる。

## 問われている司法の姿勢

一二 最後に、本件を含む一連の事件が「横浜事件」と呼ばれるのは、「事件」が「横浜」で「発生」したからではない。神奈川県警察部特別高等課(神奈川県警特高課)によって、「事件」の「摘発」が「横浜」を舞台に展開されたからである。

そして、本再審請求は、「横浜事件」が、「治安維持法」という現在の日本国憲法のもとではその存在そのものが許されない「法律」をひとまず前提としても、神奈川県警特高課によってでっち上げられた、完全なフレームアップである、と主張

するものであり、本件がその他の再審請求事件とは明らかに異なる「事件」である所以も、またそこにある。

折しも、現在、神奈川県警の不祥事に始まり、警察官の姿勢が厳しく問われているが、警察官のみならず、過去の検察官や裁判官の姿勢(さらには、弁護士<sup>\*</sup>の姿勢)にも問題があったことを率直に認めるこそが、新たな世紀を迎えるにあたって、司法が行わなくてはならないことである、と私どもは、信じて疑わない。

<sup>\*</sup>本件事件の弁護人だった海野普吉が、本件裁判が執行猶予を付ければそれでよいと言った雰囲気の中で行われ、弁護人がかかる訴訟進行に徹底して抵抗しなかったことを自己批判的に回想していることは、本件再審請求書四頁でも紹介しておいた。

本再審請求は、小野康人の遺志を継ぐ請求人らによって維持されているが、やがて貴裁判所によって下される判断によって、小野康人をはじめとする「横浜事件」に連座させられ、無念の想いを抱いたまま亡くなっていった、全ての者の名誉が回復されるよう切望せずにはおれない。

現に、「横浜事件」をめぐるのは、神奈川県警特高課の警部一名、警部補二名は、横浜事件の取調べで暴行凌虐行為を行ったとして、懲役一年六月から懲役一年の実刑に処せられている(横浜地判昭和二十四年二月二十五日、東京高判昭和二十六年三月二十八日、最判昭和二十七年四月二十四日)。

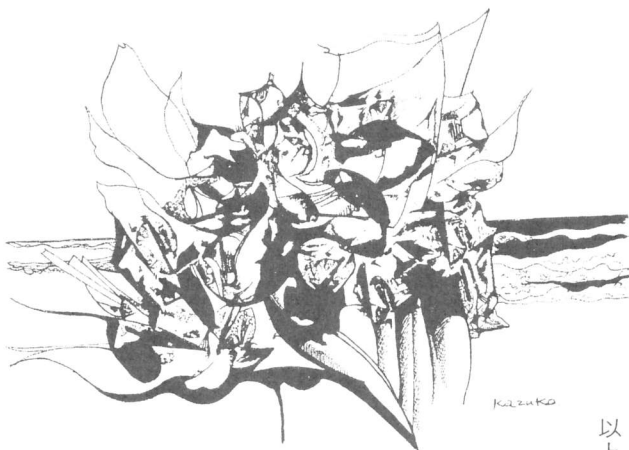
検察官や裁判官は、犯罪のために不慮の死を遂げた「被害者」のことを想って、「加害者」たる犯

罪者を断罪するにあたり「被害者」の「無念の死」に言及することがある。むろん、そのこと自体は全く正しい。

そうであるのなら、なおさらのこと、司法が犯した「犯罪」によって無念の死を遂げざるを得なかった亡小野康人をはじめとする「横浜事件」の「被害者」に対して、今の世に生きる私どもも法律家がなし得ることは、彼らのすみやかなる名誉回復である。

どうか、貴最高裁判所の手によって「横浜「事件」を解決していただきたい。

それは、いまや、貴最高裁判所に委ねられた崇高な使命、否、貴最高裁判所に課せられた絶対的な義務のほずである。



以上



## 追悼

## 川田 定子さん

## 第一次再審請求人

第一次再審請求人の川田定子さんが、昨年六月一日に肺炎のため亡くされました。(享年八九歳)。

定子さんは、夫君の寿さんと共に一九四二年九月一日に検挙され、これが横浜事件の口火を切る形となりました。女性の定子さんに対し、特高警察は執拗に自白をもぎとるための拷問を加えました。その様子は後に平館利雄さんが奥様に「夜な中悲鳴が獄舎まで届き、可哀想で眠れなかった」と話しておられます。

ご夫妻はアメリカに一〇年滞在、その間労働運動に関わられていましたが、四一年に交換船で帰国されたのでした。歴史の証言者として、まだまだ聞きたい事、聞いておくべき事がたくさんあったように思います。



お会いしたいと思いつつ、脳軟化症の症状が進み、耳も遠くなられ、ついにお会いすることがかなわなくなりました。

川田ご夫妻は横浜市の日吉にお住いでしたが、お子さんのいらっしやらなかった定子さんは、第一次再審請求の頃にすでに和歌山県の白浜にある有料老人ホームに入っておられました。お葬式は、寿さんの甥御さんが喪主となり、慶応大学関係者が

## 海老原光義氏を悼む

## 支援する会・事務局員

支援する会事務局で永年活躍されてきた海老原光義氏が、三月一〇日、肺炎で亡くなりました。享年81歳。



大勢出席されて行なわれました。定子さんは横浜市大に献体を希望されていましたが、事情で和歌山医大に献体されたそうです。

定子さんを最後に第一次再審請求人の八名の方全員が亡くなられました。生前、皆様が「あのような時代に戻さないために」と立ち上がりられたのですが、今や世相は憂慮されたように悪化の一途です。定子さんは再審請求を出される時「主人が存命なら参加して、特高に恨みを晴らしただろうに」とおっしゃっていました。心からご冥福をお祈りします。(事務局・金田富恵)

一九一九年東京生まれ、法政大学卒業後、四一年に中央公論社に入社。故畑中繁雄氏(再審申し立て人の一人)が編集長であった『中央公論』編集部員となる。同編集部で、横浜事件で獄死した浅石晴世氏、和田喜太郎氏と席を並べた。四三年、陸軍報道部は各誌三月号の表紙に、陸軍記念日標語「撃ちてし已まむ」を刷り込むことを要請したが、『中公』のみが、これを無視した。激怒した軍

部は、誌面にいいがかりをつけ、陸軍との懇談会から同誌を除名した。同業の文芸春秋ほかの日本編集者協会は、『中公』を守るどころか、編集方針の根本的転換を迫る勧告文をつきつけた。このとき海老原氏は「この便乗とけがらはしき心事を憂ふ」と書きしるした。このように海老原氏は、当時から正義感と気概にあふれた人だった。

四四年弾圧により中公社解散、四五年の再建で復帰したが、四七年労働対立の渦中で退社。四九年岩波書店に入社、以降『世界』『岩波新書』編集長などを歴任した。

世界ジャーナリスト集会(五六年ヘルシンキ)の日本代表団に加わり、日本ジャーナリスト会議の創立に貢献、同会議副議長として活躍した。岩波退社後は、法大出版局顧問、エディタースクール講師などをひきう

けながら、横浜事件再審裁判を支援する会事務局の任に当たった。岩波ブックレット『横浜事件』の編集、執筆をおこなった。

誰からも敬愛されるおだやかな人柄ながら、信念・節操は固く、気骨あるジャーナリストとしての生涯を全うされた。謹しんでご逝去を悼みます。(事務局・橋本進)

## 会員のみなさんから

会費・カンパをお寄せくださった

さいの会員のみなさんからのメッセージを（お断りせずに恐縮ですが）ご紹介させていただきます。

▼いつも通信などありがとうございます。99年も年末になりました。カンパと会費をおくりします。近藤正巳

▼会費と些少の年末カンパです。なんと山を動かしたいものです。

橋 祐典

▼ご成功をお祈りします。

本会のことを紹介してくださった同じ会員の渡辺義夫さんが、車の事故で逝去されました。伊藤昌太

▼御母上の御遺志をつぎ御兄妹が、皆様の力に支えられ頑張っておられる姿に感動しています。職場の元同僚の一人として判決がくつがえることを念じずと支援して参ります。少々カンパを送ります。若林しげの

▼この裁判に勝たなくては「戦争」が終わったとはいえないと思います。

勝てば前途に光明を見出すことになりま

岩井忠熊

▼このところ、君が代・日の丸問題が示す通り、世の風潮は戦前にみられた国家統制の方向に動きつつあるのに、会員数激減とは憂慮に耐えま

せん。小平 克

▼最高裁の判決が再審であることを祈っています。酒井 広

▼小野さんの本、読ませて頂きました。もっとたくさんの方に知ってもらいたい。横浜事件で大変な事があつたのよと大きな声で叫びたいと思います。

法律は独立できないのでしょうか。

日の丸、君が代等、沖縄も思われます。いろんなことに関わってきましたが、届きませんね。私も昨春秋からけがをしたりしてすっかり年が出た様ですが満州の収容所の時の病気のことを思っては頑張っています。

今年こそと念じながら、皆さん頑張ってください。横山 新

▼それにしても人はあやまちを認めるのに随分時間がかかるものですね。本当は時代も変わっているのだからすんなり認めても自分のキズにはならないでしょうに。深代典子

▼大変でしょうが頑張ってください。西村太郎

▼頑張ってください。原田 宏・山崎義子

▼日常の仕事に追われ、横浜事件が頭から離れていくこともあります。ニューズや集会にたまに出て、再審請求の実現をやらなければと意欲がわくしいです。池田 剛

▼何も出来ませんがとりあえず会費のみでご容赦下さい。安住邦男

▼欠けていた会報お送り頂きありがとうございます。廃止された法の適用の再審という難儀な問題で長引いています。事務局や弁護団の方々のご努力に深く敬意を表します。

野々村敬

▼このたび橋本進氏の論文で横浜事件の再審の機会を得ました。おそまきながら「支援する会」に入会させて頂きますので、よろしくお願い致します。秋間達男

## カンパを寄せて下さった方々

(敬称略)

＜10月＞河崎光成 栗田裕康（11月）近藤正巳 塩田庄兵衛 齋藤信子 野々村敬 橋祐典 加藤丸子 吉田裕子 梅田正己 若林しげの 千葉良信 石原春雄 海老原光義 清水英夫（12月）木下忠司 高畑健一 大塚一男 深代典子 山崎義子 水上照海 実方義雄 伊藤千里 大槻道夫 原田宏 齋藤信子 熊谷浩一 清水雅彦 儀義文 辻嶋佳宏 宮沢謹吾 竹沢茂樹 窪田宏 高田和言 青木誠 上館良継 橋祐典 上石義宏 佐川隆彦 佐々木陽子 池田剛 天野あぐり 木口和夫（11月）横山新（2月）岩波芳組 齋藤信子（3

月）齋藤信子

## 事務局から

◆会報40号をお届け致します。

上の「会員のみなさんから」にある伊藤昌太さんよりお知らせいただいた渡辺義夫さんは、福島大学の国語学教授でした。お仲間の先生方をたくさん紹介して下さい。暖かいお手紙もいただきました。六三歳でお亡くなりとはとても残念です。発足以来一四年間、本当にたくさんの方が亡くなられました。「山を動かしたい」「厚い壁を壊したい」「反省してほしい」みんなの願いだと思えます。

◆会員更新をされていない方には振込用紙を同封させていただきました。どうか更新してくださいませようお願いします。（金田）

## 入会申込・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル401  
横浜事件・再審裁判を支援する会  
☎03-3291-8066 (Fax兼用)

＜年会費＞個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 00130-7-150641

振込用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店

普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」